

歯科医院への通院が困難な方のための健康保険利用可

まずはお電話ください

## 歯医者さんの訪問診療

受付/平日 午前9時~午後5時 ※土・日・祝日は除く

高知県歯科医師会内 在宅歯科連携室 〒780-0850 高知市丸の内1丁目7番45号 総合あんしんセンター

088-875-8020 http://www.kochi8020.com/ 高知県歯科医師会



### 園芸用ハウスへの環境制御機器導入経費を補助します

園芸用ハウス作物の増収を図るため、炭酸ガス発生機などの機器類を導入する経費を補助します。

- 対象機器
- 【A】環境制御の基本技術
    - ①環境測定装置
    - ②炭酸ガス発生機
    - ③濃度コントローラー
    - ④局所施用ダクトファン
  - 【B】環境制御技術のステップアップにつながる機器
  - ⑤統合環境制御コントローラー



### 各種教室を実施しています

深刻化する少年非行や少年犯罪および、高齢者の犯罪被害防止・交通事故防止に対応するため、当協議会および警察署では各種教室を実施しています。

- ▼誘拐被害防止教室  
保育所・幼稚園・小学校で、児童を対象に実施
- ▼高齢者安全教室  
各地区公民館で、65歳以上の方を対象に実施

- ⑥日射比例灌水システム
- ⑦湿度管理等の資材
- 【C】環境制御に係る新技術の機器
- ⑧LED電照機器(ワラ限定)
- ⑨電解水素水発生装置
- ⑩その他(公的試験機関や農業振興センターの実証成果がある機器)

■対象品目  
ナス、ピーマン、シシトウ、キュウリ、ミョウガ、ニラ、トマト、新ショウガ、ハウスミカン、トルコギキョウ、ユリ、および地域の重要品目(園芸用ハウスの品目)

■補助金限度額  
対象機器【A】~【C】ごとに10アールあたり66万6,000円まで(最大199万8,000円/10アール)



### 非行防止教室・薬物乱用防止教室

小中学校・高等学校で、生徒・児童を対象に関係機関と協力して実施

▼親子の絆教室  
幼稚園・保育所等で、園児の保護者を対象に実施  
今後とも安全安心まちづくり活動に地域の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いします。

(香南地区地域安全協議会地域安全アドバイザー・長田麻紀 55-0110)



### 平成28年経済センサス活動調査にご協力をお願いします

この調査は日本の経済力を知るための調査です。すべての産業分野における事業所や企業などの経済活動の状況を、全国のおよび地域別に明らかにし、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的として実施します。

- 調査期日  
28年6月1日現在で実施
- 調査対象  
全国の事業所および企業
- 調査方法  
調査員が調査対象事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答または記入済み調査票を回収します。なお、支社・支店等を有する企業や特定の事業所については、国・県および市が調査対象事業所に調査票を郵送で配布し、インターネットによる回答または郵送により回収します。
- 問い合わせ  
※平成28年経済センサス活動調査はすべての調査対象事業所においてインターネットによる回答を導入します  
市役所企画財政課

### 舞川キャンプ場 休業のお知らせ

毎年、5月から10月まで営業していましたが、今年度は営業する場場の営業を、今年度は休業することになりました。

### 東部老人憩いの家の利用について

4月以降の東部老人憩いの家(野市町)の施設利用については、申請による利用のみとさせていただきます。

### 平成28年度銃砲刀剣類登録審査会の実施

刀や銃は銃砲刀剣類と呼ばれ、一般的には法律によって所持することが禁じられていますが、美術品として価値のある刀剣類等については、都道府県教育委員会に登録すれば例外として所持することができます。

- 今年度の登録審査は、高知県教育委員会が任命した登録審査委員が、銃砲刀剣類登録規則に基づいて次の内容で実施します。
- 日時  
毎月第2火曜日13時30分~16時(受付は15時30分まで)
- 会場  
高知県庁西庁舎3階会議室
- 登録時に必要なもの  
・審査を受けようとする銃砲刀剣類  
・警察署で交付を受けた「発見届出済証」
- ※自宅の蔵などで銃砲刀剣類を発見し、最寄りの警察署で発見届を行った場合、警察署が「発見届出済証」を発行します。
- ・1件につき6,300円の登録申請手数料
- 登録証再交付時に必要なもの  
・再交付を受けようとする登録銃砲刀剣類  
・1件につき3,500円の登録証再交付申請手数料
- 美術刀剣類製作承認に必要なもの  
・1件につき800円の製作承認申請手数料
- 問い合わせ  
高知県教育委員会文化財課 088-821-4761

### 自転車の交通マナーを高めよう!

幅広い年齢層に利用されている身近な自転車ですが、自転車が行き交うに衝突し、重度の障害を負ったことで、約9,000万円の損害賠償を命じた裁判例もあるように、自転車の運転には大きな責任が伴います。

- ◆自転車安全利用五則
  - ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - ②車道は左側を通行
  - ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - ④安全ルールを守る(飲酒運

### 移住しました

いい、地元の皆さん歓迎すぎます。皆さん、スポーツバイクに乗ってみませんか。こんな環境を利用しない手はないですよ。何もかも

転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤子どもはヘルメットを着用  
※自転車は車道の左側通行が原則ですが、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者が運転する場合や、車道通行が危険な場合などは、歩道を通行することがあります

27年6月1日から自転車運転者講習制度も始まっています。自転車を利用するために交通ルールとマナーをしっかり守り、交通事故を防ぎましょう。

(高齢者アドバイザー・岡崎由美 55-0110)

### 市のうごき (H28.3.31現在) ( )は昨年同月対比

■人口/33,884人	3月の火災・救急出動件数
■世帯/14,599戸	■火災 0件(1件減)
(男/16,348人 女/17,536人)	■救急 146件(4件減)
■出生/17人	■死亡/45人
■転入/235人	■転出/324人
■対前月人口比/117人減	

※事故件数は、4月から南国警察署管内全域の数字で発表されるため、今月から割愛させていただきます

進み過ぎの現代。自分だけが頼りで、100キロ以上も移動できる乗り物は自転車だけでしょう。

昨今の自転車、マラソンブームは、あらためて人々が身体を動かす喜びに気づいたのかもかもしれません。

香南市にあるサイクリングターミナルをご存知ですか。そこそこのスポーツバイクを低価格で貸してくれます。いわゆるママチャリではなく、そこそこのスポーツバイクが楽しいです。手始めにレンタサイクルで太平洋を見渡しながらサイクリングロードを走ってみませんか。

気に入れば、外国製の高級ロードレーサー(高級と言っても車に比べれば安いもの。税金も車庫代もありません)にヒッチウエア、とんがりヘルメットにサングラスで風のように走るのも夢ではありません。

人間の五感を駆使して、自然の中で身体を動かし、多少の不便を楽しむことが、新鮮でかっこいいと思いませんか。

T・K

※市内在住者に、コラムを書いてもらうコーナーです